平成２４年（フ）第１５２９号
名古屋市中区千代田３丁目29番11号　ララハート401号
債務者　平松　美保
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５２号
滋賀県栗東市下鈎1218番地１　スイーヤ将102号、前住所滋賀県草津市上寺町342番地
債務者　藤本　一美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５７号
滋賀県甲賀市水口町下山802番地79
債務者　髙田　誠美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４０号
大津市国分２丁目30番28号
債務者　吉田塗装こと　吉田　一三
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５６号
滋賀県野洲市市三宅2658番地　ＡＵＣＵＢＡ105号
債務者　後藤　忠治
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５９号
大津市若葉台９番５号　ムーランマルシェ25―403号
債務者　小林　良雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６０号
大津市若葉台９番５号　ムーランマルシェ25―403号
債務者　小林　節子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２６１号
大津市若葉台９番５号　ムーランマルシェ25―403号
債務者　小林　光雄
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７８号
滋賀県守山市守山６丁目７番28―12号、前住所滋賀県守山市守山６丁目７番25―２号
債務者　スナックヴィーナスこと　松元　廣子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８１号
大津市唐橋町３番21―311号
債務者　山野　千弦（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２８３号
大津市におの浜３丁目４番40号　小堀マンション605号、前住所大阪府東大阪市玉串元町１丁目１番８号
債務者　川﨑　謙一
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１２号
滋賀県高島市安曇川町北船木2664番地２、前住所京都市伏見区羽束師志水町165番地の117
債務者　ハヤミワークこと　速水　　進
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１４号
大津市滋賀里２丁目４番６号　コーポフレグランス105
債務者　岩本　浩孝
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１８号
大津市一里山３丁目12番27号　コーポ間宮301
債務者　能勢真由美（旧姓瀬社家・南川）
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２７号
滋賀県彦根市松原町3705番地１
債務者　森田　節子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第７１７号
広島県安芸郡熊野町東山17番４―101号
債務者　田中　リエ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
広島地方裁判所民事第４部